

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 教育委員会

- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則  
○校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則  
○県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則  
○文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

ページ

## 教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第二号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則(昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中

宮城県築館高等学校	栗原市
宮城県迫桜高等学校	
宮城県岩ヶ崎高等学校	

を

宮城県一迫商業高等学校

宮城県築館高等学校

宮城県迫桜高等学校

宮城県岩ヶ崎高等学校

宮城県一迫商業高等学校

栗原市

に改める。

第三十六条第二項中、「又は技術職員」を、「技術職員又は学芸員」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第三号

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中、「給給教師」を、「給給教員」に、「特特別職」を、「職職別」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第四号

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三中、「保健主事にあつては、教諭又は養護教諭」を、「保健主事にあつては教諭又は養護教諭、高等学校の舎監にあつては教諭又は常勤の講師」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第五号

文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

文化財保護条例施行規則（昭和五十一年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（原簿）

第二条の二 教育委員会に指定書の原簿を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該指定有形文化財の名称及び員数

二 条例第三条第一項の規定により指定有形文化財に指定された年月日

三 当該指定有形文化財が建造物であるときは、その構造及び形式

四 当該指定有形文化財が絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、その寸法、重量又は素材その他の特徴

五 指定書の記号番号

六 当該指定有形文化財の所在の場所

七 当該指定有形文化財の所有者の氏名又は名称及び住所

2 指定書の交付又は再交付をしようとする場合には、前項の原簿に交付又は再交付の年月日及び再交付のときは、その理由を記載し、かつ、この原簿に掛けて当該指定書に割印を押すものとする。

第十四条第一項中、「次に掲げる図書を添えて」の下に、「当該指定有形文化財を移動しようとする日の十日前までに」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（原簿）

第十六条の二 教育委員会に認定書の原簿を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該指定無形文化財の名称

二 条例第十六条第一項の規定により指定無形文化財に指定された年月日

三 当該指定無形文化財の保持者又は保持団体名

四 認定書の記号番号

2 認定書の交付又は再交付をしようとする場合には、前項の原簿に交付又は再交付の年月日及び再交付のときは、その理由を記載し、かつ、この原簿に掛けて当該認定書に割印を押すものとする。

第二十四条に後段として次のように加える。

この場合において、第二条から第五条まで及び第十五条中、「指定有形文化財」とあるのは、「指定有形民俗文化財」と、第二条第一項及び第二条の二第一項第二号中、「条例第三条第一項」とあるのは、「条例第二十二條第一項」と、第二条第一項に規定する様式第一号中、「指定有形文化財」とあるのは、「指定有形民俗文化財」と読み替えるものとする。

第二十四条の次に次の三条を加える。

（指定無形民俗文化財の指定の通知及び指定書の交付）

第二十四条の二 教育委員会は、条例第二十二條第一項の規定により指定したときは、その旨を当該指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める団体（指定無形民俗文化財を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるもの。以下「保護団体」という。）の代表者に通知するとともに、指定書（様式第十九号の二）を交付するものとする。

2 前項の規定により交付された指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合には、当該保護団体の代表者は、指定書再交付申請書（様式第二号）によりその再交付の申請をすることができる。この場合において、様式第二号中「指定有形文化財」とあるのは、「指定無形民俗文化財」と読み替えるものとする。

（解除の通知及び指定書の返付）

第二十四条の三 教育委員会は、条例第二十三條第一項の規定により指定を解除したとき又は同条第三項の規定により指定が解除になったときは、その旨を当該解除の際における当該無形民俗文化財の保護団体の代表者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた保護団体の代表者は、当該通知を受けた日から三十日以内に当該指定書を教育委員会に返付しなければならない。

（指定無形民俗文化財に係る準用）

指定無形民俗文化財に係る準用）

第二十四条の四、第十六条の二の規定は指定無形民俗文化財について準用する。この場合において、「認定書」とあるのは、「指定書」と、「指定無形文化財」とあるのは、「指定無形民俗文化財」と、「条例第十六条第一項」とあるのは、「条例第二十二條第一項」と、「保持者又は保持団体名」とあるのは、「保護団体名」と読み替えるものとする。

第二十八条の見出しを、「(指定の通知及び指定書の交付)」に改め、同条中、「その旨を」を削り、「権限に基づき占有者に通知するものとする」を、「権限に基づき占有者並びに条例第三十四条第一項に規定する指定管理団体にその旨を通知するとともに、指定書(様式第十九号の二)を交付するものとする」に改める。

第三十三条の見出しを、「(史跡名勝天然記念物に係る準用)」に改め、同条中、「第十二条及び第十三条」を、「第十二条、第十三条及び第十六条の二」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二条、第四条及び第五条中、「指定有形文化財」とあるのは、「指定史跡名勝天然記念物」と、第三条第一項中、「条例第四条第一項」とあるのは、「条例第三十三條第一項」と、同条第二項中、「条例第四条第三項」とあるのは、「条例第三十三條第三項」と、第十二条及び第十三条中、「修理」とあるのは、「修復」と、第十六条の二中、「認定書」とあるのは、「指定書」と、「指定無形文化財」とあるのは、「指定史跡名勝天然記念物」と、同条の二第一項第二号中、「条例第十六条第一項」とあるのは、「条例第三十二條第一項」と、同条の二第一項第三号中、「保持者又は保持団体名」とあるのは、「所有者、権限に基づき占有者又は管理団体名」と読み替えるものとする。

第三十五条の見出しを、「(選定の通知及び選定書の交付)」に改め、同条中、「通知する」の下に「とともに、申出市町村に選定書(様式第十九号の二)を交付する」を加える。

第四十条の見出しを、「(文化的景観に係る準用)」に改め、同条中、「第二十條第二項」を、「第十六条の二、第二十條第二項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十六条の二中、「認定書」とあるのは、「選定書」と、「指定無形文化財」とあるのは、「選定文化的景観」と、同条の二第一項第二号中、「条例第十六条第一項」とあるのは、「条例第三十八條第一項」と、同条の二第二項第三号中、「保持者又は保持団体名」とあるのは、「申出市町村名」と、第二十條第二項中、「条例第二十四條第一項」とあるのは、「条例第四十二條第一項」と、「前項」とあるのは、「第三十八條第一項」と、第二十一條中、「条例第二十四條第一項」とあるのは、「条例第四十二條第一項」と読み替えるものとする。

第四十二条の見出しを、「(保存技術に係る準用)」に改め、同条中、「第十七條」を、「第十六条の二及び第十七條」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十六条の二、第十七條及び第十九條中、「指定無形文化財」とあるのは、「保存技術」と、第十六条の二第一項第二号中、「条例第十六条第一項」とあるのは、「条例第四十四條第

一項」と、第十六条の二第一項第三号、第十七條及び第十八條中、「保持団体」とあるのは、「保存団体」と、第十七條及び第十八條中、「指定」とあるのは、「選定」と、第十七條第一項中、「条例第十七條第一項」とあるのは、「条例第四十五條第一項」と、第十七條第二項中、「条例第十七條第五項」とあるのは、「条例第四十五條第五項」と読み替えるものとする。

様式第十九号の次に次の様式を加える。

様式第19号の2（第24条の2，第28条，第35条関係）

附 則  
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

記号 番号

指 定（選 定）書

指 定（選 定）名 称

保 護 団 体 名

（所有者、権限に基く占有者、管理団体等  
申出市町村名）

右を宮城県  
指定無形民俗文化財  
指定史跡名勝天然記念物  
に  
（選定文化的景観）

指 定（選 定）す る

年 月 日

宮城県教育委員会

（注）用紙には印章をすき入れする。大きさは、縦29.5cm，横41cmとする。